

日本政府、ベネズエラ科学研究所の細胞治療ユニットへ資金供与

2015年2月6日、日本政府は、草の根・人間の安全保障無償資金協力制度に基づき、「ベネズエラ科学研究所再生治療医療機材整備計画」の実施のため、ベネズエラ科学研究所内の細胞治療ユニットにおいて、林哲三郎在ベネズエラ日本国大使とエロイ・シラ・ガリンデスベネズエラ科学研究所長との間で贈与契約の署名式を行った。供与額は総額84,295米ドルで、同研究所の細胞治療ユニットの医療機材整備に充てられる。

式典には、林哲三郎在ベネズエラ日本国大使、エロイ・シラ所長、アレクサンデル・ブリセニョ副所長、ホセ・カルディエル細胞治療ユニット長らが列席した。

冒頭、林哲三郎大使が、本計画への資金協力を通じ、ベネズエラにおける幹細胞移植の普及に日本政府が協力できることを嬉しく思う旨述べるとともに、本計画の財源が日本国民の納めた貴重な税金であることに鑑み、資金を適切に使用することを希望する旨述べた。

ベネズエラ科学研究所細胞治療ユニットは、ラテンアメリカで始めて幹細胞移植のための細胞培養を行った実績を持ち、2014年までに16名の治療に貢献している。今回の資金協力により、現在の年間対応可能患者数4～5名を20名まで増やすことが計画されており、将来的に、より多くの病院において幹細胞移植が施術できるようになることを目標にしている。

日本政府による草の根・人間の安全保障無償資金協力は、基礎医療、基礎教育、貧困等、人間の安全保障に関わる社会開発プロジェクトの推進を支援することを目的として、地方自治体、NGO、医療施設、公立小学校等を対象にした草の根レベルの援助である。1999年より現在まで、ベネズエラ国内において、計47件の資金協力を行っている。



署名式では林大使の挨拶に始まり、ホセ・カルディエル細胞治療ユニット長、エロイ・シラ所長が挨拶をした。



契約書に署名をして握手をする林大使（右）とエロイ・シラ所長（左）



小切手を受け取ったエロイ・シラ所長
左はアレクサンデル・ブリセニョ副所長



式典後には、細胞治療ユニットにて実際に使用している機材や細胞培養の様子などの説明が行われた。



細胞治療ユニットの연구원たちと林大使